

# 関島社会保険労務士事務所便り

2024年  
3・4月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03 - 3609 - 7668  
HP：http://www.srseki.info



## 協会けんぽ 3月分（4月末納付分）から保険料変更

中小企業の従業員が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)の令和6年度の都道府県支部の保険料率が改定されました。

保険料率は、都道府県支部ごとにかかった医療費や年齢別の加入者数などを踏まえて改定されることになっており、令和6年度の保険料率はこの3月分(4月末納付分)から別表の保険料率になります。

なお、40歳から64歳までの被保険者にかかる介護保険料率は全国一律で1.6%(令和5年度より0.22ポイント減)となります。

事業主と被保険者それぞれ折半負担となります。組合健保に加入する事業所の保険料率は別途各組合から通知されます。

令和6年度の雇用保険料率は、前年と同率で変更ありません。雇用保険は、事業主負担分と被保険者負担分が異なり、雇用保険被保

険者に賃金を支払う都度、一般事業については支払総額の0.6%、建設業については0.7%を控除し事業主負担分と合わせ雇用保険料として国に納付することになっています。

	令和6年度	↑：引上げ	令和5年度
		↓：引下げ	
東京都	9.98%	↓	10.00%
埼玉県	9.78%	↓	9.82%
千葉県	9.77%	↓	9.87%
神奈川県	10.02%	変更なし	10.02%
介護保険料 (全国一律)	1.60%	↓	1.82%

事業の種類	被保険者	事業主	保険料率
一般の事業	0.60%	0.95%	1.55%
建設の事業	0.70%	1.15%	1.85%

## 雇用保険適用拡大を閣議決定 1週間の労働時間10時間以上者に

政府は、パートなど短時間勤務で働く人達が、失業給付や育児休業給付を受け取るようにするためとして、雇用保険の適用対象を現行「週労働時間20時間以上」を「週労働時間

10時間以上」の人まで拡大することを盛り込んだ雇用保険法の改正案を2月9日閣議決定しました。新たに約500万人が雇用保険に加入する改正案を今国会に提出する方針です。

# 労災保険料率 54 業種中 20 業種で変更

労災保険料率は、労災事故が多い業種は保険料率が高く設定されています。今年度は、全54業種中20業種が変更になっています。

引下げとなった業種は、機械装置の組立・据付事業、食品製造業、木材工業・木材製品製造業、金属製品製造・金属加工業、めっき業、その他の製造業、貨物取扱事業などです。一方、労災保険

料率の引上げとなった業種は、パルプ・紙製造業、電気機械器具製造業、ビルメンテナンス業などとなっています。

労災保険料は全額事業主負担で、パートを含む全労働者に支払った賃金総額に労災保険料率を乗じて算出します。但し、建設業においては、元請が下請労働者分含め支払うことになっています。

## 主な事業の労災保険料率表

太字は変更がある業種

(単位：1/1,000)

事業の種類分類	事業の種類	令和6年度	前年度比	令和5年度
建設事業	建築事業（設備工事除く）	9.5		9.5
	既設建築物設備工事業	12.0		12.0
	<b>機械装置の組立・据付</b>	<b>6.0</b>	↓	6.5
	その他の建設事業	15.0		15.0
製造業	<b>食料品製造業</b>	<b>5.5</b>	↓	6.0
	繊維工業・繊維製品製造業	4.0		4.0
	<b>木材工業・木材製品製造業</b>	<b>13.0</b>	↓	14.0
	<b>パルプ・紙製造業</b>	<b>7.0</b>	↑	6.5
	印刷・製本業	3.5		3.5
	化学工業	4.5		4.5
	<b>金属製品製造業・金属加工業</b>	<b>9.0</b>	↓	10.0
	<b>めっき業</b>	<b>6.5</b>	↓	7.0
	機械器具製造業	5.0		5.0
	<b>電気機械器具製造業</b>	<b>3.0</b>	↑	2.5
	輸送用機械器具製造業	4.0		4.0
	<b>その他の製造業</b>	<b>6.0</b>	↓	6.5
運輸業	交通運輸業	4.0		4.0
	<b>貨物取扱事業</b>	<b>8.5</b>	↓	9.0
その他の事業	農業または海面漁業以外の漁業	13.0		13.0
	<b>ビルメンテナンス業</b>	<b>6.0</b>	↑	5.5
	倉庫・警備・消毒・害虫駆除業	6.5		6.5
	通信業・新聞業・出版業	2.5		2.5
	卸売・小売業、飲食店、宿泊業	3.0		3.0
	金融業・保険業・不動産業	2.5		2.5
	その他の各種事業	3.0		3.0

# 年金繰り下げ受給 損益分岐は12年

## 70歳までの繰り下げで、年金受給総額は82歳でトントン

### ◆長生きすれば得になる制度

老後の年金を少しでも増やしたい……。そんなとき、検討の対象になるのが、「年金の繰り下げ受給」です。この「繰り下げ受給」には、いくつかの注意が必要です。

### ◆1カ月繰り下げで年金が0.7%増える

老齢年金の本来の受給は65歳からです。しかし、66歳を超えて75歳までを限度に受給を繰り下げることができます。

年金は請求しなければ自動的に繰り下げになり、1カ月繰り下げると年金額が0.7%増えます。

5年繰り下げて70歳から受給すると、60カ月分で42%年金増えますが、亡くなると年金を受けられません。70歳繰り下げ受給と65歳から受ける年金総額が等しくなるのは11年11カ月後の82歳手前です。

75歳から受給すると、やはり11年11カ月後の87歳手前で65才からの受給総額と等しくなります。すなわち、繰り下げ受給を開始したときから12年以上生存しなければ得とはならない制度です。

平均寿命が、男性81歳、女性87歳というとき、健康に問題がなければ、選択肢となり得ますが、人間いつまで生きられるかわかりません。単純に得するとは言えません。

### ◆繰り下げ途中で切替えられる2つの方法

年金を繰り下げているときに、生活が大変になったり、病気になったりしたとき、繰り下げをやめて年金を受け取ることができます。

受け取る方法は2通りあります。一つは、65歳にさかのぼって増額のない年金を一括して受け取ることです。

もう一つは、その時点までの繰り下げの方法で受取る方法です。

一括で受け取る年金は最大5年分です。72歳で5年分を受け取る場合、67歳受給基準の16.8%増で67歳以降の5年分を一括で受け取ることができ、その後も16.8%増の年金が受け取れます。

一括で受け取らず、72歳から84カ月分で58.8%増の年金も受け取ることができます。

### ◆加給年金受給者は老齢基礎年金のみを

厚生年金に20年以上加入し、65歳未満の配偶者又は18歳年度末までの子（障害のときは20歳未満）がいるときは、加給年金が支給されます。

厚生年金は、老齢基礎年金と老齢厚生年金として支給されますが、老齢厚生年金を繰り下げると加給年金は受け取れません。そのため、老齢厚生年金は繰り下げないで、老齢基礎年金のみを繰り下げれば加給年金は受けられます。

加給年金は、配偶者が65歳になると配偶者の老齢基礎年金に振替加算が上乘せされますが、このとき、配偶者が老齢基礎年金を繰り下げると、振替加算が受け取れないようになっていきます。

### ◆その他の注意点

- ① 65歳以降に加入した厚生年金は増額の対象外です。
- ② 繰り下げ待機期間中、在職による支給停止額は増額の対象外です。
- ③ 繰り下げ待機期間中に死亡し、同居の遺族が未収年金として受給できる年金は、増額のない100%の額で最大5年分です。

**●男性育休 企業に取得目標設定義務化**

厚生労働省は、従業員 100 人超の企業に対し、一般事業主行動計画への男性従業員の育児休業取得率の目標値設定と公表を義務付ける次世代育成支援対策推進法の改正案を、今国会に提出する。約 5 万社が対象で、2025 年 4 月施行を目指す。100 人以下の企業に対しては、目標値の設定を努力義務とする。(2/26)

**●初診・再診料等引上げ 6月から**

医療サービスの公定価格「診療報酬」の改定内容が 2 月 14 日決定した。初診・再診料や入院基本料といった基本的な報酬を引き上げるほか、「マイナ保険証」の利用促進を含む「医療 DX」に向けた報酬加算や、医療従事者の賃上げを実現させるための「ベースアップ評価料」加算を新設。6 月から適用される。

**●荷主・運送事業者への規制強化へ**

2 月 13 日、「物流の 2024 年問題」に対応する物流関連 2 法の改正案が閣議決定された。物流総合効率化法では、荷主に荷待ち時間を減らす計画の作成を義務付け、違反には最大 100 万円の罰金を科す等を行う。また貨物自動車運送事業法では、元請け業者に対し下請企業の管理簿作成を義務付ける等により、多重下請け構造の是正を図る。(2/14)

**●失業手当 面談・書類オンライン化**

厚生労働省は、失業認定の面談を 2024 年度にもウェブ会議システムで代替できるようにする。現在は 9 カ所のハローワークで試行実施しているが、全国に広げる。3 月にも労働政策審議会の部会で議論を始め、6 月に政府がまとめる規制改革実施計画に盛り込む方針。失業認定申告書等を電子申請する仕組み

も 24 年度中に整え、受給者の来所のための負担軽減等につなげる。(2/11)

**●子ども・子育て支援法改正案まとまる**

こども家庭庁は 2 月 8 日、子ども・子育て支援法などの改正案をまとめた。少子化対策財源の 1 つとして医療保険とあわせて徴収する「子ども・子育て支援金」については、6 日の岸田首相の国会答弁で、1 人当たり月 500 円程度との見通しを明かした。2026 年度から実施し、徴収額は 2026 年度約 6,000 万円、2027 年度約 8,000 万円、2028 年度約 1 兆円と段階的に引き上げる。

**●フルタイム労働者の平均月給 31.8 万円に**

1 月 24 日、厚生労働省が 2023 年の賃金構造基本統計調査の速報値を発表した。例年 3 月頃調査結果を発表してきたが、春闘での賃上げ交渉の参考とするため、今年から速報値を発表することとされた。フルタイム労働者の所定内給与は 31 万 8,000 円（月額。前年比 2.1%増）で、過去最高だった。伸び率は 1994 年以来 29 年ぶりの高さとなり、特に 34 歳以下の若年層と 60 歳以上の層で大きく伸びた。

**●2024 年度の公的年金支給額 2.7%引上げ**

厚生労働省は 1 月 19 日、2024 年度の公的年金支給額を発表した。物価や賃金の伸び率を反映し、23 年度から 2.7%引き上げられる。32 年ぶりの伸びとなったが、「マクロ経済スライド」も 2 年連続で適用されるため、過去 3 年度分の名目賃金変動率 3.1%よりも 0.4 ポイント低く抑えられた。6 月受取り分から適用。

